倉庫や工場を所有・管理している事業者さまへ

みんなで無くそう！違反増築

中２階（上部の空間に床）をつくる

空いている敷地に屋根をかける

ご注意ください。これは 増築 です。

増築するときは、建築基準法に基づく **確認申請** の手続きが必要です。
下記の点などについて審査を行います。生命・財産の保護のため適切な増築を行いましょう。

✚安全に避難できますか？

火災時にスムーズに逃げられるかどうか、
階段などの避難経路について基準があります。

✚建物全体の構造は大丈夫ですか？

建物は人や荷物の重さにはもちろん
大きな地震に耐えられるかの検討が不可欠です。

✚必要な設備が設置されていますか？

床面積が増えることにより、建築や消防の設備が
新たに必要となるケースがあります。

✚材料は基準にあっていますか？

屋根や床について、火災の発生や延焼を防ぐため、
一定の性能が必要とされています。

違反した建物は指導を受け 撤去 しなければならない場合があります。

「手続きをせずに作ってしまった」ということにならないよう

増築する際は建築士・市役所へ事前に相談しましょう。

■建築基準法に関する相談■
福岡市住宅都市局建築指導部　建築審査課
福岡市中央区天神１丁目８－１　４階
TEL　０９２－７１１－４５７７

■改善に関する相談窓口■
福岡市住宅都市局建築指導部　監察指導課
福岡市中央区天神１丁目８－１　４階
TEL　０９２－７１１－４７１９

H28. 12 作成